

## ＜参考＞

### 「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」のポイント

雇用管理に関する個人情報のうち、健康診断の結果等の労働者の健康情報については、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があることから、「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」（平成16年10月29日付け基発第1029007号労働基準局長通知。以下「留意事項」という。）を策定しているので、以下に記載する当該通知のポイントとあわせてご参照下さい。

- 事業者が、医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、情報を取得する目的を明らかにして労働者本人の承諾を得るとともに、これらの情報は本人から提出を受けることが望ましいこと（留意事項第3の1（1）関係）
- 産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる健康情報は、利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、適切に加工すること（留意事項第3の2関係）
- 事業場内において労働組合等へ協議した上で、健康情報の取扱いに関する規程を作成することが望ましいこと（留意事項第3の4（1）（2）関係）
- HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染する可能性の低い感染症や色覚異常等の遺伝情報について、事業者は、労働者等から取得すべきでないこと（留意事項第3の4（4）関係）

